

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

適正化指針とは：入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定。

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

- ✓ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として追加する入契法の改正法が成立
- ✓ 予定価格の適正な設定、ダンピング防止、適切な設計変更等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. ダンピング対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底を求める

II. 歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

III. 適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施を求める

IV. 社会保険等未加入業者の排除

元請業者については競争参加資格審査等により、下請業者については建設業許可行政庁への通報等により、社会保険等未加入業者の排除を求める

V. 談合防止策の強化

予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入を追記

適正化指針改正後の運用強化（案）

- 低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その**導入等を要請**
- 歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ**個別発注者名を公表**すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版①】

「適正化指針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

1. 透明性の確保

- 情報の公表（入札契約に係る情報は基本的に公表）
- 第三者の意見を適切に反映する方策（学識経験者等からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置 等）

2. 公正な競争の促進

- 一般競争入札の適切な活用（メリットとデメリットを踏まえ対象工事の見直し等により適切に活用 等）
- 総合評価落札方式の適切な活用（工事の性格等に応じ適切に活用、事務量の軽減 等）
- 地域維持型契約方式（一括発注、複数年度契約、共同企業体等への発注 等）
- 適切な競争参加資格の設定（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除**、地域要件の設定 等） 等

3. 談合その他の不正行為の排除

- 談合情報や一括下請負等建設業法違反への適切な対応
- 不正行為が起きた場合の厳正な対応
- 談合に対する発注者の関与の防止（**職員への不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入** 等） 等

4. ダumping受注の防止

- **予定価格の適正な設定（歩切りの禁止 等）**
- 入札金額の内訳書の提出
- **低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用**
- 不採算受注の受注強制の禁止
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期

5. 適正な施工の確保

- 施工状況の評価
- 受発注者間の対等性の確保（**適切な契約変更**等）
- 施工体制の把握の徹底（工事施工段階における監督・検査の確実な実施、施工体制台帳の活用等）

6. その他

- 不良・不適格業者の排除（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除** 等）
- IT化の推進
- 発注者間の連携強化 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版②—改正のポイント】

「適正化指針」の改正のポイント

1. ダumping対策の強化

（下線部：今回改正により追加される部分／赤字：ポイント）

- ▶ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダumping受注の排除を図るものとする。

→ 本規定を根拠として、低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その導入等を要請

2. 歩切りの根絶

- ▶ ダumping受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要。
- ▶ そのためには、まず、予定価格が適正に設定されることが必要。
- ▶ このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う。
- ▶ この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反することから、これを行わないものとする。

→ 歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ個別発注者名を公表すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版③—改正のポイント】

3. 適切な契約変更の実施

（下線部：今回改正により追加される部分／赤字：ポイント）

- ▶ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について 予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更**を行う。
- ▶ 工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、 施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、**必要な変更契約を適切に締結**する。
- ▶ 追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、 **建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。**

4. 社会保険等未加入業者の排除

①元請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- ▶ 公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要。
- ▶ 法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（社会保険等未加入業者）について、 **公共工事の元請業者から排除**するため、**定期の競争参加資格審査や個別工事の競争参加資格の設定**等で、必要な措置を講ずる。

②下請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- ▶ **元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止**することや、社会保険等未加入業者を確認した際に**建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報**すること等の措置を講ずることにより、**下請業者も含めてその排除**を図る。

5. 談合防止策の強化

- ▶ 各省各庁の長等は、**予定価格の作成時期を入札書の提出後とする**など外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進める。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内目途に策定予定。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版①—全体像】

「品確法基本方針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保 ○適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理
○地域における担い手の育成・確保への十分な配慮 ○賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮 等

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1. 発注関係事務の適切な実施

- 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積り活用等）
- ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準等の適切な設定等）
- 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

2. 受注者の責務に関する事項

受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取組が行われるよう、国として必要な施策を実施

3. 技術的能力の審査に関する事項

- 有資格業者名簿の作成の際の資格審査（工事成績評定等）
- 個別工事に際しての技術審査（配置予定技術者の経験）
- 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等）

4. 多様な入札及び契約の方法

- 競争参加者の技術提案を求める方式
- 段階的選抜方式
- 技術提案・交渉方式
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式 等

5. 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学識経験者からの意見聴取、結果の公表 等

6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価

- 工事成績評定項目の標準化
- 完成後一定期間後の施工状況の確認・評価 等

7. 発注関係事務の環境整備

- 発注者によるデータベースの整備・更新 等

8. 調査及び設計の品質確保

- 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用
- 配置予定技術者の経験・資格の審査・評価 等

9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用

- 国・都道府県による発注者への支援
- 国・都道府県以外の者の活用

10. 施策の進め方

- 国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力
- 発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版②—改正のポイント】

「品確法基本方針」の改正のポイント

1. 発注者責務の明確化

① 予定価格の適正な設定

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- 公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための**適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠。**
- 発注者が予定価格を定めるに当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、**市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算**を行う。
- この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる**歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。**
- 入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じている場合には、入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算**を行うなどにより適正な予定価格の設定を図るよう努める。

② ダンピング受注の防止

- いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、**公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在**も指摘。
- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、**公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できない**おそれがある等の問題がある。
- 発注者は、ダンピング受注を防止するため、**適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定**するなど必要な措置を講ずる。

③ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

- 発注者は、債務負担行為の積極的活用等により**発注・施工時期の平準化**を図るよう努める。
- 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、**各発注者が連携して発注見通しを統合して公表**する等必要な措置を講ずるよう努める。
- 発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた**適切な工期を設定**するよう努める。
- 工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い**請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更**を行う。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版③—改正のポイント】

2. 多様な入札契約制度の導入・活用

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

①段階的選抜方式

- ▶ 競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。
- ▶ 発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

②技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

- ▶ 技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。
- ▶ この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定める。

③地域における社会資本の維持管理に資する方式

- ▶ 災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、
 - ・工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、
 - ・複数の工事を一の契約により発注する方式、
 - ・災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体が競争に参加することができることとする方式などを活用する。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版④—改正のポイント】

3. 受注者の責務に関する事項

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- 国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善等の取組が適切に行われるよう、元請負人と下請負人の契約適正化のための指導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずる。
- 国は、法令に違反して社会保険等に加入せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底する。
- 国は、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

4. その他国として講ずべき施策

① 予定価格の適正な設定のための施策

- 国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定する。
- 国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを適切に行う。

② 調査及び設計の品質確保のための施策

- 国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討を進め、必要な措置を講ずる。

③ 発注者の支援のための施策

- 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針（運用指針）を策定。
- 当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表。
- 国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努める。